

## 知的財産活用研究所の研究報告書

# 「特許明細書の品質を考える会」

知財部門は、「文書品質保障室」を設置すべきである！

多くの日本企業は、特許文書の品質管理について、あまりにも無関心である。我々は1990年から、特許明細書を初めとする「知財文書」の品質管理の重要性を説き、問題の提起をしてきたが、いまだに改善される気配が感じられなくて誠に残念である。

### 1.このままで良いのか、知財文書の品質管理体制

知的財産権は、グローバル化の影響を受け「保護と共生」の時代へ突入している。しかし、日本は「**知財グローバル化**」への対応が遅れており、迷走している。知財係争は言語の戦いとなる。知財共有は言語への理解である。いずれにしても知財文書の品質が問われる。

中でも日本の特許明細書は「**ガラパゴス化**」しており、世界から孤立していく可能性がある。特許明細書の作成は、「マル投げ」された状態で誰もが、その文書品質を保証していない。

発明者は特許明細書の「良い、悪い」を査定する尺度を持っていない。会社は、特許明細書の品質を維持する為の「文書品質管理体制」を持たないまま今日に至っている。今のところ特許明細書の文書品質は作成者能力次第（技術の理解力、説明の論理力、文章の説明力など）、という運頼みの状態にある。

会社として外に出す文書の基本仕様(用語の使い方などの規定など)すら用意されていなく、それぞれがバラバラの文書となっている可能性が高い。会社の知性が疑われ信用にも関わることではなかろうか。

## 2. 普遍的事項を世界へ伝えるための平明日本語

グローバル知財で必要なことは、世界で通用する「グローバル特許明細書」を作成することである。グローバル特許の共通理念は、知的財産権を言語で保護する。もう一つは知的財産権を言語で共生することである。しかし、その役目を果たす「グローバル特許明細書」が作成できる人材が少ない。人材不足の原因は、世界を意識する環境が「日本知財村」には無く、鎖国状態のまま放置されてきたことである。例えば日本語が技術の説明に向かない言語であることに対して平明な日本語で書く必要性と指導がされてこなかった。

特許明細書の品質を評価する基準書の作成は確かに難しい。“製品の品質チェックと違い、案件毎に内容が違うから“という言い分もある。しかし、会社として使うべき用語や表現などの「統一ルール」は決められるはずだ。取りあえずは構築できるところからマニュアル化していけばよい。

## 3. 特許明細書は技術の説明書(発明仕様書)である

「グローバル特許明細書」とは、英語で書かれた特許明細書であっても過言ではない。なぜなら世界の共通語は英語であるからだ。欧米型の特許明細書と日本型の特許明細書の書き方は明らかに違う。それは特許明細書に対する「考え方の違い」でもある。その違いを受け入れることが出来れば、我々日本人は、世界へ「物、事、考え」を伝えるための平明、かつ明確な日本語で文章を書く能力は十分に持ちあわせている。実に勿体無いことである。

平明な日本語で文章を書くことは難しくない。なぜなら技術の説明は「文明言語」であり、文化に根差した難しい言語を使う必要はなく文才も必

要としない。難しく考えずに、手っ取り早く英文特許明細書の文書構成と説明の展開方法、そして論理的に記述された文章を真似すればよい。技術の説明に適した英文構造の便利さを理解すれば、英語型に近い日本語で書くことのメリットが理解できるはずだ。論理的に展開された明快な文書であれば、誤訳は減り、機械翻訳ソフトの支援も受けられる。「**日本語⇄英語**」の特許用語辞書を社内で構築すれば外へ出す言語、表現は統一され、「特許翻訳の品質チェック」も可能となる。もちろん「**知財文書**」全体の文書品質が格段と向上する。

#### 4. ガラパコス化する危険性がある日本特許明細書

日本特許明細書は欧米型の特許明細書と比べて有効な武器になっていない。これは「**知財立国日本**」の根幹にかかわる問題である。日本企業は技術開発では優位に立っている。しかし、「事業化」となると外国勢（アジア企業など）に負けると揶揄されている。その理由は特許明細書（仕様書）の品質が、あまりよろしくないのも一因であると思う。

世界特許の共通理念は、知的財産権の活用（言語で共生）と知的財産権の保護（言語の戦争）である。例えば日本の特許明細書の権利主張は歴史的に「**発明限定中心主義**」で書かれており、欧米型の特許明細書の権利主張は「**周辺囲い込み主義**」となっている。さらに日本特許明細書の特長は、読み手側が行間から解釈すれば良いという極めて曖昧な文章となっているから誤解が生じ易い。

日本人の「説明文化」は図面や絵が中心で言語（文章）は図面や絵を補足するというスタンスであるから文章での説明が不十分となる。欧米人や中国人は、その逆だ。言語（文章）が中心で図面や絵はあくまでも補足である。図面や絵が中心の日本文化は、アニメやキャラクターを生み出す、というメリットはある。しかし、普遍的事項である発明技術の説明は、平明な言語で分かりやすく誤解を生まない文章で説明する。これが世界でのルール（マナー）である。

「周辺囲い込み文書」の作成に慣れていないからであろうか、明細書での説明部分と「**請求項文**」の記述には矛盾があり、整合性のとれていな

い特許明細書も散見する。

## 5.知的財産の保護(言語の戦争)と活用(言語で共生)

特許明細書は、新しい発明技術の事業計画書でもあり、一方では発明技術の使用権利範囲（アイ、クレーム）を決めた契約書にも成っている。だからこそ、世界の人々が「理解ができる（誤解をされない）、平明かつ明瞭な文章で書くことが要求される。」

特許明細書は発明技術の説明書であるから文才は一切必要としない。技術の説明において文化的な要素の強い言語は邪魔で誤解されるリスクがある。技術発明の説明は、文明の言語でことが足りる。文明の言語は普遍的な汎用言語（オープン言語）であるから論理的思考を身に付け論理的に「記述する技術」を取得すれば済む。

言語（文章）で説明するのが苦手という問題は文明言語の扱いに慣れることで解決できる。特に英語文章は極めて構造的になっているので、その言語構造を理解（真似）すれば、英語型の日本語で書く技術の習得は簡単である。もちろん文書の品質管理もやり易くなる。因みにIPMAアカデミーは、この文明言語を「文明日本語」と言っている

## 6. 特許文書の「文書品質保障管理体制」の構築が必要である

日本特許明細書は、正確に理解されるのが難しく「合法的模倣」がされやすい状態にある。運良くライセンス契約まで持ち込んだとしても買い叩かれる破目となる。ビジネスの世界は権利書や契約書の欠陥を突いて自分に有利に導くのが常識である。全てが文書（ドキュメント）で決まると、言っても過言は無い。

「知的財産とは、発明、ノウハウ、商品といった知的資産を「文書化（ドキュメント化）」することである。日本の技術を育て知的財産を生み、それを「文書」で守り、経営戦略上の有力な武器として「知財経営」に取

り入れようとするなら、まずは文書の品質管理体制を社内で構築すべきである。もちろん特許事務所も同様である。

いまこそ企業の知的財産部は、知財文書の「品質保障管理体制」を真剣に構築する必要がある。しかし、企業の知的財産部には、どうもその気は無さそうである。その理由は定かで無いが、このままの状態では、何時まで経っても知財文書の品質改善は、心もとない。「日本知財村」はあまりにも平和で危機感と責任感がうすく、「皆で渡れば怖くない赤信号！皆で作れば怖くない欠陥特許明細書！というわけでもあるまいが・・・。

## 7. 平明で分かりやすい特許明細書をつくる運動

この際、「グローバル特許明細書」が作成できる特許事務所、あるいは弁理士が繁栄する、というスキームができれば良い励みになるに違いない。実は、世界を意識して特許文書を作成している書き手はたくさん居る。しかし、その存在はあまり知られることが無い。何故なら、その人の努力と能力を認め、評価できる指導者が周りに、あるいはクライアントがいないからだ。

むしろ、欧米に倣った特許明細書を書けば、そのような書き手は「日本知財村」の平和を壊す「奴」ということで排除されているのかも知れない。因みに欧米人のプロが、特許明細書を作る情熱（エネルギー）は日本の「ものづくり」に匹敵する。なぜなら文書が全てであり書かれていない事項はすべてアウトになるからだ。

今後このコーナでは、平明で解りやすい特許明細書を逐一開示して、その存在を知らしめて行きたいと思う。併せて惨憺たる状態の意味不明な特許明細書も開示していく。